

特定教育・保育施設の利用定員設定について

(1) 利用定員の設定について

- 特定教育・保育施設^{※1}の設置に当たり、認可定員を定めます。
- 施設型給付の実施主体である市が、認可を受けた特定教育・保育施設に対して、その申請に基づき各施設・事業の類型に従い、認定区分^{※2}ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、施設型給付費を支払います。
- 利用定員は認可定員の範囲内で設定（認可定員と一致を基本）します。

【※1 特定教育・保育施設】

施設種別	内容	
認可保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
認定こども園	幼保連携型	幼稚園機能と保育所的機能の両方を合わせ持つ施設
	保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備える施設
	幼稚園型	幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備える施設
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	

【※2 子どもの認定区分】

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所・認定こども園 幼稚園（預かり保育のみ）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所・認定こども園 小規模保育事業所

(2) 子ども・子育て会議の意見聴取

- 子ども・子育て支援法（第31条第2項、第43条第2項）の規定により、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。

特定教育・保育施設の利用定員設定について

(1) 令和8年7月新規開設施設(予定)

	施設種別	施設名	所在地	事業者名称	区域区分	利用定員						認可定員	
						3号認定			2号認定				
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
①	認可保育所	まことにしふかい保育園	流山市西深井字七ノ割550番地1、550番地2、551番地1	社会福祉法人まこと鳴滝会	北部	6	9	9	12	12	12	60 60	

(2) 令和8年4月内容変更施設（事業譲渡・認可定員の変更・施設種別の変更）

	施設種別	施設名	所在地	事業者名称	区域区分	利用定員						認可定員	
						3号認定			2号認定				
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
②	認可保育所 ※事業譲渡	ソラストおおたかの森保育園	流山市おおたかの森東3-15-2アリエッタ・ボスカート1階	株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト (事業譲渡前：株式会社ソラスト)	中部	譲渡前	12	15	15	16	16	16 90	
						譲渡後	12	15	15	16	16	16 90	
③	認可保育所 ※認可定員の変更	ちゃいれっく初石保育園	流山市西初石2-930	株式会社プロケア	中部	変更前	9	12	12	15	15	15 78	
						変更後	9	15	15	17	17	17 90	
④	認可保育所 ※認可定員の変更	アスクおおたかの森保育園	流山市おおたかの森南3-8LEVENおおたかの森2階	株式会社 日本保育サービス	中部	変更前	6	10	11	11	11	60 60	
						変更後	6	11	11	14	14	14 70	
⑤	認可保育所 ※認可定員の変更	プラスキッズおおたかの森保育園	流山市おおたかの森北1丁目6-8ラシーネおおたかの森2階	キッズプレアナーサリー株式会社	中部	変更前	0	8	8	10	10	10 46	
						変更後	0	8	9	11	11	11 50	
⑥	認可保育所から小規模保育事業へ移行	チャレンジキッズおおたかの森園(旧：チャレンジキッズおおたかの森園分園)	流山市おおたかの森北1-19-5	株式会社 C·B·H	中部	移行前	3	10	10	-	-	- 23	
						移行後	0	9	10	-	-	- 19	